

## 付録 一 《減価償却資産の耐用年数表》

種類	構造又は用途	細目	耐用年数	償却率		
				定額法(別表第八)	定率法(別表第九)	新定率法(別表第十)
船舶	その他のもの	薬品そう船	7年	0.143	0.357	0.286
		その他のもの	8	0.125	0.313	0.250
		モーターボート及びとう載漁船	4	0.250	0.625	0.500
		その他のもの	5	0.200	0.500	0.400
航空機	飛行機	主として金属製のもの 最大離陸重量が130トンを超えるもの 最大離陸重量が130トン以下のもので5.7トン を超えるもの 最大離陸重量が5.7トン以下のもの	10	0.100	0.250	0.200
			8	0.125	0.313	0.250
			5	0.200	0.500	0.400
		その他のもの	5	0.200	0.500	0.400
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5	0.200	0.500	0.400
		その他のもの	5	0.200	0.500	0.400
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18	0.056	0.139	0.111
		電 車	13	0.077	0.192	0.154
		内燃動車(制御車及び附隨車を含む。)	11	0.091	0.227	0.182
		貨 車 高圧ポンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの	10 12 15 20	0.100 0.084 0.067 0.050	0.250 0.208 0.167 0.125	0.200 0.167 0.133 0.100
		線路建設保守用工作車	10	0.100	0.250	0.200
		鋼索鉄道用車両	15	0.067	0.167	0.133
		架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの	10 5	0.100 0.200	0.250 0.500	0.200 0.400
		無軌条電車	8	0.125	0.313	0.250
		その他のもの	20	0.050	0.125	0.100
	特殊自動車(この項には別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5	0.200	0.500	0.400
		モータースイーパー及び除雪車	4	0.250	0.625	0.500
	タブレット車、じんかい車、し尿車、寝台車、靈柩車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車(じんかい車及びし尿車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のものをいう。)					
			3	0.334	0.833	0.667